

イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則（平成 15 年 11 月 18 日付け 15 消安第 2936 号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
5 表示 告示 8 の輸出植物検疫終了の表示は次の（１）の様式、仕向地の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 （１）輸出植物検疫終了の表示  （２）（略）	5 表示 告示 8 の輸出植物検疫終了の表示は次の（１）の様式、仕向地の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 （１）輸出植物検疫終了の表示  又は  （２）（略）

附 則

この通知は、令和 7 年 10 月 9 日から施行する。